

「安心！広島ブランド」認証要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内における食品のトレーサビリティシステム及び特別栽培農産物の認証に関し必要な事項を定め、その信頼性を確保することにより、県内産農林水産物等の生産振興と消費拡大に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「トレーサビリティシステム」とは、生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品の識別単位毎の区分管理とその対応する情報の記録保管により、食品事故発生時の速やかな原因食品回収を可能とするとともに、インターネット利用等によりそれらの情報を消費者に提供するシステムをいう。
- (2) 「特別栽培農産物」とは、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号、平成15年5月26日付け15総合第950号全面改正）に基づき生産された農産物をいう。
- 2 この要綱において、「認証事業」とは、認証の条件となる事務又は事業をいう。
- 3 この要綱において、「認証事業者」とは、認証事業を行う者をいう。

（対象）

第3条 認証の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内で生産される農林水産物又はその加工品のトレーサビリティシステム
- (2) 県内で生産される特別栽培農産物

（申請）

第4条 認証の申請をしようとする者は、別に定めるところにより認証申請書に事業計画書（特別栽培農産物認証にあっては、別紙要領7（1）に定める必要書類）を添えて、県に提出しなければならない。

（認証）

- 第5条 県は、認証の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、別に定める基準に照らし適当と認めたときは、認証をするものとする。
- 2 県は、前項の認証にあたり必要と認めるときは、関係機関の意見を聴くものとする。

（条件）

第6条 県は、認証する場合において、次の条件を附するものとする。

- (1) トレーサビリティシステムの場合

ア 事業計画の内容の変更をする場合においては、県の承認を受けること。

イ 認証事業の実施にあたっては、善良な管理者の注意をもって行うこと。

(2) 特別栽培農産物の場合

ア 事業計画の内容の変更をする場合においては、県へ届け出ること。

イ 認証事業の実施にあたっては、善良な管理者の注意をもって行うこと。

(認証マーク)

第7条 県は、認証にあたり別に定める認証マークの使用を許可するものとする。

2 前項の認証マークは、認証に係る食品についてのみ表示に使用できるものとする。

3 認証事業者は、小売店等に対し認証制度の趣旨及び内容についての掲示を要請する等、消費者への周知に努めるものとする。

(遵守事項等)

第8条 認証事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 認証事業に関し、消費者等の問合せがあったときは、誠実に対応すること。

(2) 県が必要に応じて行う検査に協力するとともに、その指示に従うこと。この際、検査に要する試料の抽出及び提供を無償で行うこと。

2 認証事業者は、認証事業の実施に関し不適切な事実を発見し、又は消費者等から指摘されたときは、直ちに調査を行い、その結果を県に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 認証事業者は、別に定めるところにより、認証事業の実績を県に報告しなければならない。

(助言指導)

第10条 県は、認証事業者に対し、認証事業の実施に関し、必要に応じ助言指導を行うものとする。

(情報公開)

第11条 県は、認証事業者の名称、所在地（特別栽培農産物に係る認証事業者のみ）、認証品目、認証年月日について公表するものとする。

(取消し、公表)

第12条 県は、認証事業者が、認証事業の実施に関し、認証の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反したときは、認証を取消すことがある。

2 県は、前項の違反行為が悪質と認められるときは、認証事業者の名称、違反行為の内容等について公表する。

(立入検査等)

第13条 県は、必要があるときは、認証事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。